

財務省告示第四十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十七年度の初日から平成十七年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十八年一月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十七年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	二八・八 トン
三	五トン
四	二三、四七三 トン
五	一、一八三 トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六	
六一五トン	五四五トン	一、五三三トン	七三、一四七トン	二八、六九八トン	七二四トン	四八一、一三三トン	一、一一、一八二トン	四、四七、三八八トン	四四、四一八トン	三、八三三トン	三、八八トン	三、八三三トン	・九五トン	・四二トン	一二トン	

二九	一、九 九トシ
二八	八トシ
二七	一、七 四九トシ
二六	一、八 七トシ
二五	トシ
二四	一七トシ
二三	四、六 四一トシ
三三	九三トシ
三一	二八、八 七トシ